

奈良県廃棄物処理施設設置検討委員会規則をここに公布する。

奈良県廃棄物処理施設設置検討委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、[奈良県附属機関に関する条例\(昭和二十八年三月奈良県条例第四号\)第二条](#)の規定に基づき、奈良県廃棄物処理施設設置検討委員会(以下「検討委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 検討委員会は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条の二第一項第二号及び第十五条の二第一項第二号に掲げる事項についての調査審議及び建議に関する事務を所掌する。

(組織)

第三条 検討委員会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第五条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 知事は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議を招集することができる。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 [前項](#)の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第七条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 検討委員会の庶務は、水循環・森林・景観環境部廃棄物対策課において処理する。

(令二規則四〇・一部改正)

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和二年規則第四〇号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。